

介護保険料 特別徴収者の (年金からの引き去り) 仮徴収のお知らせ

特別徴収とは？

介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、年間18万円以上の老齢・退職年金を受給している人の保険料は、2か月ごとに支給される年金から引き去られています。（一部、例外もあります。）この年金からの引き去りによる保険料の徴収を特別徴収といいます。

これら特別徴収の対象となる皆さんの、平成15年度の保険料についてお知らせします。

半年間、仮徴収させていただきます。

介護保険料額は、被保険者本人および同一世帯員全員の前年の所得状況により決まります。

4月以降に徴収する介護保険料（平成15年度の保険料）は、平成14年の所得状況が確定する6月以降でないと決めることができず、そこで、4月・6月・8月に支給される年金から引き去る保険料額は、仮の保険料額として、原則、平成15年2月に引き去りをした保険料額と同じ額とさせていただきます。これを仮徴収といいます。

保険料額が確定したら

その後、確定した平成14年の所得状況をもとに決定した平成15年度の介護保険料額から、4月・6月・8月に仮徴収した合計額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に分けて徴収させていただきますこととなります。（平成15年度介護保険料額決定のお知らせは、6月中旬に送付する予定です。）

介護保険料額を決めるしくみは毎年同じですので、来年度以降も、4月・8月については仮徴収させていただきますこととなります。

保険料額などの見直し
詳しくは4月15日号で

平成12年4月に介護保険制度が始まってから、もつすぐ3年が経過し、保険料額などを見直す時期にきています。改正の内

容については、「広報ひこね」4月15日号で詳しくお知らせする予定です。

なお、平成15年度の所得段階別介護保険料率は、左の表のとおりとなっております。

第4段階と第5段階を区分けする基準所得金額が、前年度までの250万円から200万円に引き下げられました。

所得段階	所得	保険料率
第1段階	住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者生活保護の被保護者	基準額 × 0.5
第2段階	被保険者の世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75
第3段階	被保険者本人が住民税非課税	基準額
第4段階	被保険者本人が 被保険者の年間合計所得金額が200万円未満	基準額 × 1.25
第5段階	被保険者本人が 住民税課税 被保険者の年間合計所得金額が200万円以上	基準額 × 1.5

保険料に関する問い合わせ先

市保険年金課 ☎ 1411番
内線 142番 FAX ☎ 1398番

施術費の一部を助成します はり・きゅう・マッサージ



市内在住の70歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部助成券を交付します。希望する人は、認め印を持って、お近くの受付会場（左の表のとおり）へお越しください。衛生材料費（紙おむつ等）助成制度が変わります。

平成14年度まで、介護保険の要介護1～要介護5の認定を受けている人で、在宅で常時おむ

つを必要とする人に、紙おむつをおむつカバーの一部助成券を交付していましたが、同15年度からこの制度は廃止となり、介護保険による給付制度となります。新しい制度については、「広報ひこね」4月15日号で詳しくお知らせする予定です。

問い合わせ先 市介護福祉課 ☎ 9660番 FAX ☎ 1768番

日	時	場所
4月 1日(火) から随時 (土・日曜日、 祝日は除く)	8:30~17:15	彦根市在宅介護支援センター「ハピネス」 (馬場一丁目・ハピネスひこね内)
	8:30~17:30	彦根市在宅介護支援センター「ふるさと」 (開出今町・近江第二ふるさと園3階)
	8:45~17:00	彦根市在宅介護支援センター「ゆうじん」 (竹ヶ鼻町・アロフェンテ彦根内)
	8:30~17:00	彦根市在宅介護支援センター「かがやき」 (船町・田中ケアサービス内)
	8:30~16:50	彦根市在宅介護支援センター「きらら」 (川瀬馬場町・デイサービスセンターきらら内)
	8:30~17:15	市介護福祉課 (平田町・福祉保健センター2階)
4月 7日(月)	9:00~12:00	河瀬地区公民館
	13:00~16:00	亀山出張所
4月 8日(火)	9:00~12:00	高宮地域文化センター
	13:00~16:00	鳥居本地区公民館
4月 9日(水)	9:00~12:00	旭森地区公民館
	13:00~16:00	東地区公民館
4月10日(木)	9:00~16:00	南老人福祉センター (田原町・稲枝支所の北隣)
4月11日(金)	9:00~16:00	西地区公民館